

中小企業における働き方改革に係る取組等について

令和元年5月30日(木)
全国中小企業団体中央会
会長 大村 功 作

本年4月からの「働き方改革関連法の施行」について、政府が一丸となり、中小企業が円滑に取り組めるよう、対策を講じていただいていることにお礼を申し上げます。

本会では、法律成立以降、延べ70回にわたり、都道府県中央会を通じて、中小企業組合とその会員企業に情報提供を行うとともに、中央会は、全国3箇所「働き方改革推進支援センター」の事務局を務めるなど、労働局、地域金融機関などの関係機関とも連携しながら、対応しています。

一方、中小企業の対応はこれからが本番です。来年4月からの新たな時間外労働の上限規制への対応、更にはその翌年の同一労働同一賃金への対応と、まさに今、準備を開始していかなければなりません。

中小企業に広く「働き方改革」の必要性を浸透させ、経営者の意識を変え、日本的経営の良いところを今の時代にふさわしい形に進化させていくことが、私自身の使命だと考えています。

政府におかれても、中小企業が、働き方改革を実現していくため、切れ目のない周知や相談対応、そして、ものづくり補助金をはじめ、働き方改革と裏腹一体である「生産性向上」や「取引条件の改善」について、引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

最低賃金について一点申し上げます。一昨日、他の中小企業団体と共同で「最低賃金に関する緊急要望」を出しました。昨今、最低賃金について、様々な議論がありますが、中小企業にとって、収益改善や生産性向上が伴わない中では、最低賃金の大幅な引上げに対応することは出来ません。3%を更に上回る新たな目標設定や、数字ありきの機械的な引上げには明確に反対いたします。